

東京医科歯科大学学位規則

〔平成16年4月1日〕
規則第56号

（目的）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、本学において授与する学位の種類、学位論文の審査及び試験の方法その他学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 本学における学士、修士及び博士の学位には、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

学士（医学）

学士（看護学）

学士（保健学）

学士（歯学）

学士（口腔保健学）

修士（医科学）

修士（歯科学）

修士（医療管理学）

修士（医療政策学）

修士（看護学）

修士（保健学）

修士（理学）

修士（工学）

修士（口腔保健学）

博士（医学）

博士（歯学）

博士（学術）

博士（看護学）

博士（保健学）

博士（理学）

博士（工学）

（学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、東京医科歯科大学学則（平成16年規程第4号）の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、東京医科歯科大学大学院学則（平成16年規程第5号。以下「大学院学則」という。）の定めるところにより、本学大学院の修士課程及び博士（前期）課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、本学大学院の博士課程又は博士（後期）課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う学位論文の審査及び試験に合格し、

かつ、本学大学院の博士課程又は博士（後期）課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与する。

（学位論文の提出）

第4条 前条第2項又は第3項の規定により、学位論文の審査を申請する者は、学位に付記する専攻分野の名称を指定して、学位論文に所定の書類を添えて、所属の研究科の長に提出するものとする。

2 前条第4項の規定により、学位を請求する者は、学位に付記する専攻分野の名称を指定して、学位論文に所定の書類を添えて、学長に提出するものとする。

3 前項の提出にあたっては、本学の教授又は研究科委員会の構成員である准教授の推薦を必要とする。

4 提出する学位論文は、自著一編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

5 いったん受理した学位論文（参考として添付された論文を含む。）は、返付しない。

（審査料）

第5条 第3条第4項の規定により学位を請求する者は、審査料を納付しなければならない。

2 前項の審査料の額は、別に定める。

3 既納の審査料は還付しない。

（学位論文の審査）

第6条 研究科等の長は、第4条第1項の規定により学位論文の審査の申請を受理したときは、研究科委員会等に審査を付託する。

2 学長は、第4条第2項の規定により、学位請求の申請を受理したときは、学位に付記する専攻分野の名称に応じ、関係の研究科委員会等に学位論文の審査を付託する。

第7条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会等は、学位論文ごとに本学の専任教員3名以上により構成される審査委員会を設けて審査を行う。

2 前項の審査委員会の委員のうち、修士に係る審査については1名以上を、博士に係る審査については2名以上を教授としなければならない。

3 研究科委員会等は、学位論文の審査（最終試験及び試験を含む。）に当たって必要と認めるときは、第1項に定める者のほか、他の大学院、研究所又は高度の水準を有する病院の教員等を審査委員会の委員に委嘱することができる。

4 審査委員会は、審査上必要があるときは、学位論文（参考として添付された論文を含む。）の訳文又は標本等の提出を求めることができる。

（最終試験又は試験等）

第8条 審査委員会は、学位論文の審査が終わった後に、当該論文を中心として、これに関連のある科目について最終試験又は試験を行う。

2 前項の最終試験又は試験の方法は、口頭又は筆答とする。

3 審査委員会は、第3条第4項の規定により学位を請求する者については、専攻学術に関し、本学大学院の博士課程又は博士（後期）課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するため、口頭又は筆答による試問（外国語を含む。）を行う。

4 本学大学院の博士課程に4年以上在学し、大学院学則第21条第3項に規定する博士課程における所定の単位を修得して退学した者が、本学大学院博士課程入学後10年以内に、第3条第4項の規定により学位を請求するときは、前項の試問を免除する。

5 本学大学院の博士（後期）課程に3年以上在学し、大学院学則第21条第4項に規定する博士（後

期)課程における所定の単位を修得して退学した者が、本学大学院博士(後期)課程入学後8年以内に、第3条第4項の規定により学位を請求するときは、第3項の諮問を免除する。

(審査期間)

第9条 審査委員会は、その設置後、修士の学位にあつては3月以内、博士の学位にあつては1年以内に、学位論文の審査並びに最終試験又は試験及び試問を終了しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、研究科委員会の議決によりその期間を延長することができる。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査並びに最終試験又は試験及び試問を終了したときは、すみやかにその結果を研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会等の審議)

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、学位授与の可否について審議する。

- 2 前項の審議を行うには、研究科委員会委員構成員(海外渡航中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とする。
- 3 学位を授与できるものと議決するには、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学長への報告)

第12条 研究科委員会等が、学位を授与できるものと議決したとき(第6条第2項の規定により学位論文の審査を付託された者については、学位を授与できるものと議決されなかったときを含む。)は、研究科等の長は、学位論文に学位論文の内容の要旨及び学位論文の審査の要旨並びに最終試験又は試験及び試問の成績を添えて、学長に報告しなければならない。

- 2 研究科委員会等が、第6条第1項の規定により、学位論文の審査を付託された者について、学位を授与できるものと議決したときは、研究科等の長は、前項に定めるもののほか、論文目録及び履歴書を添えて学長に報告しなければならない。

(学位記の授与)

第13条 学長は、第3条第1項の規定により、学士の学位を授与すべき者に学士の学位記を授与する。

- 2 学長は、前条の報告に基づいて、修士又は博士の学位の授与の可否について認定のうえ、学位を授与すべき者には、当該学位の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨通知する。

(学位記の様式)

第14条 学位記の様式は、別紙様式第1、別紙様式第2、別紙様式第3、別紙様式第4、別紙様式第5、別紙様式第6、別紙様式第7及び別紙様式第8のとおりとする。

(博士論文要旨等の公表)

第15条 大学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び学位論文の審査の結果の要旨を公表するものとする。

(博士論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、学位論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、本学は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称の使用)

第17条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、東京医科歯科大学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、学長は関係の学部教授会又は研究科委員会の議決を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

(2) その名誉を汚す行為があったとき

2 学部教授会において前項の議決を行う場合は、教授会構成員（海外渡航中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ無記名投票により出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 研究科委員会等において第1項の議決を行う場合は、第11条第2項及び第3項の規定を準用する。

(学位授与の報告)

第19条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、文部科学大臣に報告するものとする。

(その他)

第20条 本規則に定めるもののほか、修士及び博士の学位論文の審査及び試験に関し必要な事項は、各研究科委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に廃止前の東京医科歯科大学学位規則（昭和50年学規第33号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月22日規則第80号）

この規則は、平成22年12月22日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日規則第43号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日において現に本学大学院に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第1 (学士の場合)

卒業証書
学位記

大学印

本籍 (都道府県名)

氏名

年 月 日生

本学の学則の定めるところにより 学部 学科

正規の試験に合格したことを認める

東京医科歯科大学 学部長 学部長印

右学部長の認定により本学を卒業したことを認め

学士 () の学位を授与する

年 月 日

東京医科歯科大学長

学長印

第 号

様式第2 (修士の場合)

第 号

学 位 記

本籍 (都道府県名)

氏 名

年

月 日生

本学大学院医歯学総合研究科医歯科学専攻の修士課程において
所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので
修士 () の学位を授与する

年 月 日

東京医科歯科大学 印

様式第3（保健衛生学研究科博士（前期）課程修了による修士の場合）

第 号

学 位 記

本籍（都道府県名）

氏 名

年 月 日生

本学大学院保健衛生学研究科
専攻の博士（前期）課程において所定の単位を修得し学位論文の
審査及び最終試験に合格したので修士（ ）の学位を授与する

年 月 日

東京医科歯科大学 印

様式第4（生命情報科学教育部博士（前期）課程修了による修士の場合）

第 号

学 位 記

本籍（都道府県名）

氏 名

年 月 日生

本学大学院生命情報科学教育部
専攻の博士（前期）課程において所定の単位を修得し学位論文の
審査及び最終試験に合格したので修士（ ）の学位を授与する

年 月 日

東京医科歯科大学 印

様式第5 (課程修了による博士の場合)

学 位 記

本籍 (都道府県名)

氏 名

年 月 日生

本学大学院医歯学総合研究科
専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士 () の学位を授与する

年 月 日

東京医科歯科大学 印

第 号

様式第6 (保健衛生学研究科博士(後期)課程修了による博士の場合)

学 位 記

本籍 (都道府県名)

氏 名

年 月 日生

本学大学院保健衛生学総合研究科
専攻の博士(後期)課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士 () の学位を授与する

年 月 日

東京医科歯科大学 印

第 号

様式第7 (生命情報科学教育部博士(後期)課程修了による博士の場合)

学 位 記

本籍(都道府県名)

氏 名

年 月 日生

本学大学院生命情報科学教育部

専攻の博士(後期)課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士()の学位を授与する

年 月 日

東京医科歯科大学 印

第 号

様式第8 (論文提出による博士の場合)

学 位 記

本籍(都道府県名)

氏 名

年 月 日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士()の学位を授与する

年 月 日

東京医科歯科大学 印

第 号